

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和9年度西区寄り添い型生活支援事業業務委託

2 業務の内容

西区寄り添い型生活支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 概算予定価格（上限）

23,939,000 円（非課税）

※本事業は社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約にあたって消費税は非課税となります。

※概算予定価格（上限）は現時点での予定であり、変更となる場合があります。受託候補者の特定後に、本市の決定した予定価格の範囲内で、業務委託契約を締結します。

※送迎に自動車を使用する場合の費用を含めています。送迎に自動車を使用しない場合は、このことにご留意のうえ、収支予算書（様式12）をご記入ください。

4 受託候補者の特定に係る手続き

本事業は、公募型プロポーザル方式により、事業提案を受け、西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び選定委員会が設置する評価委員会で受託候補者を特定します。

5 本事業の問い合わせ先

横浜市西区役所 こども家庭支援課 寄り添い型生活支援事業業務委託担当

〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号 電話 045-320-8477 FAX 045-322-9875

電子メール ni-yorisoi@city.yokohama.lg.jp

6 参加に係る手続き

(1) 提案資格

「西区寄り添い型生活支援事業 受託候補者特定に係る実施要領」第3条のとおりに

(2) 参加意向申出書の提出

参加される方は、参加意向申出書（様式1）、欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式2）を提出してください。

なお、入札参加資格審査申請中の場合は、資格審査申請システムの申請完了画面を印刷し、併せて提出してください。

ア 提出期限 令和8年10月9日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到達するように発送してください。また、必ず電話で到達確認をしてください。）

ウ 提出先 横浜市西区役所こども家庭支援課 寄り添い型生活支援事業担当
〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号 2階28番窓口
※到達確認時の電話番号 045-320-8477

(3) 参加資格の確認

参加資格を審査のうえ、参加資格確認結果を通知します。また、同時に、参加資格が得られた方には、提案書（様式4）及び所定の様式（様式5～12）の提出を要請します。

ア 通知日 令和8年10月16日（金）

イ 発送方法 電子メール

ウ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた方に対し書面により回答します。

7 質問書の提出

本要領や仕様書等について、疑義のある場合は質問書（様式3）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。なお、質問事項がない場合には、質問書の提出は不要です

(1) 提出期限 令和8年10月23日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達確認をしてください。）

(3) 提出先 横浜市西区役所こども家庭支援課 寄り添い型生活支援事業担当
ni-yorisoi@city.yokohama.lg.jp
※到達確認時の電話番号 045-320-8477

(4) 回答方法 電子メール

(5) 回答日 令和8年10月30日（金）

8 提案書の作成

(1) 提案書の様式

提案書は、別添の所定の書式（様式5～12）に基づき作成するものとします。また、用紙は原則A4判縦とします。

なお、「西区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価指標」における企業・団体としての取組等に関すること（ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組）に該当がある場合は、別紙1のとおり資料を提出してください。

(2) 提案書の記載内容

ア 法人の概要について（様式5）

法人の沿革や経営（運営）理念、経営（運営）方針、組織形態、事業概要、活動実績等について記載してください。なお、印刷物等の資料添付も可とします。

イ 業務実施方針について（様式6、様式7）

寄り添い型生活支援事業による支援を必要とする小・中学生及びその保護者等が置かれている生活の現状や課題について、記載してください。

また、「横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱」や「西区寄り添い型生活支援事業実施要綱」を踏まえ、本事業実施に向けた実施方針や運営の考え方を記載してください。

ウ 業務実施内容及び実施手法について（様式 8、様式 9）

西区寄り添い型生活支援事業業務委託仕様書に基づき、生活・学習支援や相談支援等について、実施内容や実施手法を記載してください。

エ 業務実施体制について（様式 10）

西区寄り添い型生活支援事業業務委託仕様書に基づき、職員及び生活支援アシスタントの確保及び配置の考え方、研修計画等について記載してください。

オ 業務実施上の管理運営体制について（様式 11）

個人情報保護、事故防止等のリスクマネジメント、対象者からの苦情対応等について記載してください。

カ 収支予算書（様式 12）

収支予算書を作成してください。

(3) 留意点

ア 提案書（様式 5～10）内には、提案者の会社名・団体名を記載しないでください。

イ 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

ウ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

エ 文字は注記等を除き原則として 10.5 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

オ 提案書はモノクロとします。見やすさに配慮をお願いします。

9 評価基準

「西区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価指標」のとおり

10 提案書の提出等

(1) 提案書

所定の様式に記入の上、提出してください。なお、様式以外に記載した提案書は受理いたしません。

ア 提出部数 10 部（正 1 部、副 9 部）

※提案書は、それぞれ 1 部ずつ順番にまとめて一式とし A 4 サイズのフラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に「西区寄り添い型生活支援事業業務委託提案書」と記載してください。なお、貴社・団体名は記載しないでください。また、書類 NO. ごとにインデックスを貼り、該当の書類がすぐわかるようにしてください。

イ 提出期限 令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。また、必ず到達確認をしてください。）

エ 提出先 横浜市西区役所こども家庭支援課 寄り添い型生活支援事業担当

〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号 2階28番窓口

※到達確認時の電話番号 045-320-8477

(2) その他資料

提案書のほか、次の書類を提出してください。

ア 団体の概要

イ 定款、規約、会則またはこれらに類する書類

ウ 役員名簿

エ 登記事項証明書または登記簿謄本（写）

オ 最近2年間の決算書類

(3) 留意点

ア プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

イ プロポーザルの提出は、1者につき1案とします。

ウ 提案内容の変更は認められません。

11 提案書に基づくヒアリングの実施

(1) 実施日 令和8年11月18日（水）（予定）

(2) 実施場所 西区役所庁舎内

(3) 出席者 3名以下（責任者含む）

(4) その他 時間・場所等詳細については、別途お知らせします。

12 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	西区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	西区寄り添い型生活支援事業評価委員会
所掌事務	プロポーザル方式の実施及び受託候補者の特定に関する事	提案書の評価、評価の集計及び報告に関する事
委員	西区長 西区副区長（総務部長） 西福祉保健センター長 西土木事務所長 西区総務課長 西区地域振興課長 西区戸籍課長 西区福祉保健課長 西区高齢・障害支援課長 西区保険年金課長	西区総務課長 西区福祉保健課長 西区生活支援課長 西区こども家庭支援課長 西区学校連携・こども担当課長 西区小学校長会会長

13 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和8年12月下旬（予定）
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

14 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出された提案書は、候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することとはできません。
- (5) 提出された書類は、提案者への返却をいたしません。

15 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各区局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定された提案書を提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

16 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者の提案
- (8) ヒアリングに出席しなかった者の提案

17 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) 本要領に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施に係る令和9年度予算案が横浜市会において可決されることを条件とします。可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には、一切応じられません。

18 受託候補者との契約手続き

令和9年3月頃

○提案書評価基準における企業・団体としての取組等に関すること

提案書評価基準における企業・団体としての取組等に関すること（ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組）に関して、下記の項目に該当がある場合は、提案内容の点数に加点できることになっています。該当がある場合は、下記表のとおり資料を提出してください（下記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出は不要です。）。

評価項目	提出資料
① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員 101 人未満の場合のみ加算）。	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員 101 人未満の場合のみ加算）。	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し
③ 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク）。	「認定通知書」の写し
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし）の取得をしている。	「認定通知書」の写し
⑤ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている。	「認定通知書」の写し
⑥ よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている。	「認定通知書」の写し又は「認定証」の写し
⑦ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.7%を達成している（従業員 37.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 37.5 人未満）。	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）

※①及び②に該当がある場合は、提出する提案書類の中で提出日時点での従業員数を記載し、申告してください。

※⑦において、障害者 1 人以上を雇用している（従業員 37.5 人未満）に該当する場合は別途提出書類に関するご相談をお願いします。